

仕様書

修繕請負契約書に基づく業務は、本仕様書の定めるところによる。

1 修繕名称

市立産業振興センター 1 階、2 階及び 4 階給湯室換気設備取替等修繕

2 履行期限

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

寝屋川市東大利町 2 番 14 号

市立産業振興センター 1 階、2 階及び 4 階

別紙図面による

4 対象機器等の仕様

(1) 1 階給湯室換気設備

火気の内容	発熱量 (kw)	換気型式 (n)	必要換気量 (m^3/h)	現行換気量 (m^3/h)
2 口コンロ	5.2	40	193.44	－
給湯器	11	40	409.20	－
合計			602.64	194.4

〔換気設備〕 VD-15ZY6、スパイラルダクト $\phi 100$

〔現場写真〕 別紙写真のとおり

(2) 2 階給湯室換気設備

火気の内容	発熱量 (kw)	換気型式 (n)	必要換気量 (m^3/h)	現行換気量 (m^3/h)
1 口コンロ	3.6	40	133.92	－
給湯器	10.5	40	390.60	－
合計			524.52	115.2

〔換気設備〕 不明

〔現場写真〕 別紙写真のとおり

(3) 4 階給湯室換気設備

火気の内容	発熱量 (kw)	換気型式 (n)	必要換気量 (m^3/h)	現行換気量 (m^3/h)
1 口コンロ	3.5	40	130.20	-
給湯器	10.5	40	390.60	-
合計			520.80	237.6

〔換気設備〕 VD-15ZY6、スパイラルダクト $\phi 100$

〔現場写真〕 別紙写真のとおり

5 修繕等の内容

- (1) 1 階、2 階及び 4 階給湯室換気設備について、建築基準法、建築基準法施行令及びその他関係法令等に定められた必要換気量を満たす換気設備に取替等修繕を行うこと。ただし、スパイラルダクト等の取替えは、耐力壁を避けて施工すること。また、耐力壁については、別紙参考図面にて判断すること。

なお、窓を使用しダクト等を設置しても構わない。

参考品番

〔1 階〕 ダクトファン BFS-90SUG2、スパイラルダクト $\phi 250$

〔2 階及び 4 階〕 ダクトファン BFS-80SUG2、スパイラルダクト $\phi 250$

- (2) (1)を行うための天井撤去等及び復旧、その他必要な作業
- (3) 作業周りの養生等
- (4) 不要器材等の回収及び処分
- (5) 取替後の機器等の試運転及び調整
- (6) 取替後の作業場周辺の清掃及び原状復旧

6 規律事項等

- (1) 契約締結後、作業日や作業内容等の詳細について発注者と打合せを行い、事前に工程表等を提出し承諾を得ること。
- (2) 必要に応じ作業前に現地調査等を行い、作業を実施することとし、現地調査の結果、仕様書との相違を発見し異なる場合には、現況優先とする。

- (3) 騒音、振動、防塵、安全対策等には十分注意を払い、必要に応じて適切な対策を講じることとし、建物等に損害を与えた場合は、速やかに発注者に報告するとともに、受注者の責任及び負担において問題を解決すること。
- (4) 機器の取外し等のために必要な作業・材料等は受注者の負担において手配し、作業場周辺や搬入経路その他損害の恐れのある場所については、必要に応じて養生を行うこととし、作業後の清掃・原状復旧を行うこと。
- (5) 取替後不要となった機器及び機器の取外しのための養生等に発生した廃棄物は、関係法令等を順守し適切に処分すること。
- (6) 従事者は礼儀正しくし、規律を守り言動を慎み、来庁者に対しては、親切丁寧に対応し、職務上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。
- (7) 作業完了後、試験運転を行い異常がないことを確認すること。
- (8) 作業は平日 9 時から 17 時 30 分までを基本とするが、業務に支障が出ないように、事前に発注者の承認を得ること。

7 特記事項

- (1) 本契約により発生する関係法令の手続は、受注者にて完了すること。
- (2) 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (3) 本仕様に明記のない事項に疑義が生じた場合は発注者受注者間で協議すること。

8 その他

取替修繕後一年以内に発生した故障については、無償で修理及び必要な点検を行うこと。ただし、受注者側の定めた保証期間が 1 年以上の場合は、その期間とする。